

《二次募集》熊本市商店街出店支援 事業費補助金募集要領



【空き店舗リノベーション支援】

1. 事業の目的

物価高騰等の影響を受ける中、商店街の空き店舗への出店を促進し、商店街の活性化や賑わい創出を図るため、商店街エリアにある空き店舗の所有者が、店舗規模のミスマッチなどの理由か借り手のつかない状態にある店舗を複数店舗に分割するための改装に要する経費の一部を補助します。

2. 募集期間

令和7年（2025年）8月1日（金）～令和7年（2025年）10月31日（金）[17時必着]

※土・日・祝祭日を除きます。

※審査会（書面審査）にて予算の範囲内で採択者を決定します

3. 補助対象者

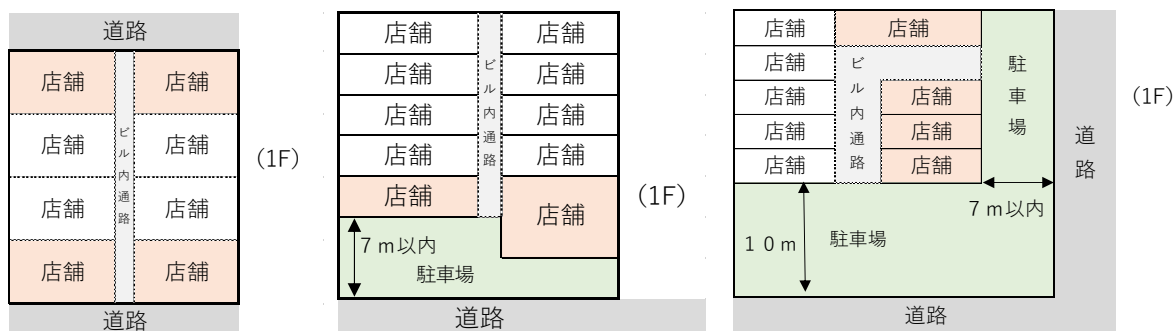
次の要件をすべて満たす空き店舗が補助対象となります。なお、本補助金の一次募集へ申請された方は補助対象外となります。

- (1) 熊本市内の商店街の地区に所在する店舗であること。
※商業施設等のテナント型店舗は対象外です。
※商店街団体については、熊本市ホームページよりご確認ください。
ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課へお尋ねください。
- (2) 店舗と往来が可能な道路に面した建物1階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路からおおむね7mの範囲内に位置する店舗
- (3) リノベーションする物件が補助対象者所有のものであること。
- (4) 未登記の建物でないこと。
- (5) 賃貸物件として入居者を募集している路面店であること。
- (6) 共有名義者がいる場合は、全員の同意が得られていること。

▼補助対象となる空き店舗のイメージ

■：補助対象店舗

□：補助対象外店舗





ただし、次に該当する場合は、補助対象となりません。

- ☐ 市税の滞納がある場合(分割納付を誓約し かつ 当該分割納付を履行していると認められる者は除く。)
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項から同条第10項の対象となる営業を行う場合
- ☐ 政治活動又は宗教活動を行う場合
- ☐ 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当する場合

4. 補助対象経費

交付決定後に契約、発注及び支払いを行い、令和8年(2026年)2月27日(金)までに、改装工事及び支払いが完了し、かつ、実績報告を提出できる 次の経費が補助対象となります。

- (1) 既存店舗を複数店舗に分割するための改装費(壁、天井、床、ドア、窓部分の工事、給排水工事、電気工事、ガス工事に限る。)
- (2) 上記(1)に伴う火災報知器や誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備
- (3) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費
- (4) 上記(1)に伴う設計費
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの



上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- (1) 設備(建築基準法、消防法に基づく設備を除く。)、備品、消耗品の購入・設置に係る費用
- (2) 交付決定前に契約または着工している改装費
- (3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費
- (4) 消費税及び地方消費税



交付決定前に補助申請経費について着手(発注)が必要な場合は、事前着手申請書(様式第8号)を提出し、市の承認を受けてください。

※事前着手申請書のみでの受付はいたしません。必ずその他の申請書類と併せてご提出ください。

※事前着手申請にて、補助対象経費に改装費が含まれる場合には、改装前の現場確認を実施します。なお、改装前の現場確認が行えない場合は、事前着手の承認ができないことがありますので、あらかじめご承知ください。

※事前着手申請は、応募申請の採択審査には一切影響しません。

※事前着手を承認する場合は、事前着手承認通知書により通知します。承認日以降に着手する経費を補助対象とします。

※事業着手が承認され、その後採択審査の結果、補助金交付候補者として採択された場合でも、事前着手承認前に契約(発注)・購入等を行った経費については、補助対象経費として認められません。

また、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りです。

※事前着手届出が承認された場合でも、採択審査の結果、不採択となったときは、本補助金の交付を受けることはできません。また、これにより生じる損失等について、熊本市は一切の責任を負いません。

5. 補助率・補助限度額

補助率：2分の1以内、補助限度額：50万円

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助限度額を超える部分は、申込者の負担となります。

6. 交付の条件



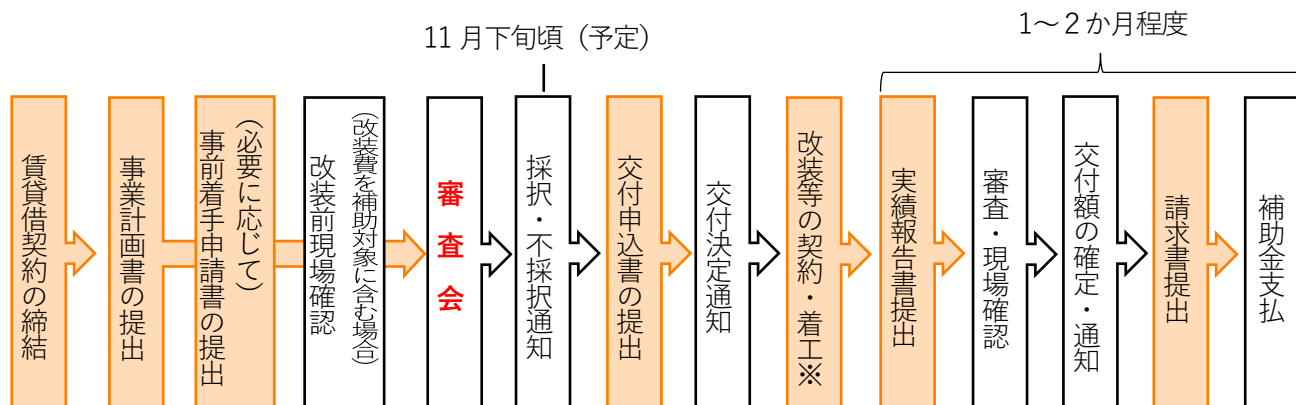
交付の条件に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

- (1) 遅くとも交付確定の日から30日以内に入居者の募集を開始すること。
また、交付確定の日から24月以内で入居者の募集を中止しないこと（入居者が決定した場合はこの限りではない）。
- (2) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が完了したときは、当該年度の2月末日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (6) 補助金額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (7) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (8) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (9) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円以上のものは、取得し、又は効用の増加があったときから2年間、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (11) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (12) 取得財産等は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととし、当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。

7. 補助金等の返還

- (1) 補助の条件に違反した場合、承認の条件に違反した場合、補助事業者としての要件を満たさなくなった場合、建築基準法、消防法その他関係法令に違反したとき、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合については、交付決定を取り消す場合がある。
この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領日から納付日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (2) 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し交付すべき他の補助金等があるときは、他の補助金等の交付を一時停止することがある。

8. 補助金交付までのながれ



※事前着手申請書の提出があり、市が事前着手承認通知を行った後は交付決定前に着手可能です。

9. 応募書類等

申込書の各様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

【提出書類】

- (1) 熊本市商店街出店支援事業費補助金事業計画書（様式第1号）
- (2) 企業概要書（様式第2号）
- (3) 経営計画書（様式第3号－2）
- (4) 財務計画書（様式第4号）
- (5) 誓約書及び同意書（様式第5号－1）
- (6) 代表者・役員等名簿及び照会承諾書（様式第6号）
- (7) 商店街に係る取組概要書（様式第7号）

※様式下段の商店街団体からの推薦の取得は任意です。（推薦がある場合、審査で加点します。）

※推薦書発行には時間が掛かる場合がありますので、推薦を依頼する場合は、出店する商店街団体へ余裕をもって依頼してください。

- (8) 市税滞納有無調査承諾書
- (9) 補助金申込経費の内訳及び工期（納期）を明記した2者以上の見積書（写）
- (10) 空き店舗の現状（着工前の内装・外装）の写真
- (11) 直近の確定申告書（個人事業主）又は 決算書（法人）の写し
（ただし、創業間もない者又は創業予定者であって直近の事業収入が存在しない場合等を除く。）
- (12) 空き店舗と往来が可能な道路と店舗の位置関係が分かる写真
- (13) 空き店舗の改装に係る図面
- (14) 登記事項証明書の写し
- (15) 同意書（様式第5号－2）

※空き店舗の共有名義者がいる場合のみ必要です。

※応募締切日以降の書類の差替、追加資料の提出は受け付けません。

応募期間中に提出された資料をもって審査いたします。

※提出書類は、提出前にコピーし、控えとして保管してください。

※審査の結果、採択となった場合は、熊本市商店街出店支援事業費補助金申込書（様式第11号）の提出が必要となります。採択事業者には、別途ご案内いたします。

【提出方法】

熊本市ホームページの「熊本市商店街出店支援事業」ページから各種様式をダウンロードの上、作成して、必要書類とともに、上記ページのリンク先より、電子申請にて提出してください。

なお、様式第5号ー2（同意書）及び様式第7号（商店街に係る取組概要書）の押印原本については、別途郵送又は窓口への持参にてご提出ください。

※郵送の場合は、到着確認のため募集期間内に必ず電話してください。

※募集期間を過ぎてから到着した書類はお受け付けできませんので、ご注意ください。

10. 審査基準

審査項目	評価基準	評価のポイント	確認部分	配点	
1 事業計画 (事業計画全般、 資金・収支計画)	計画の熟度・ 実現可能性	・当該物件が空き店舗となっている原因、課題の分析が十分に できているか(15点) ・リノベーションの動機、必要性和改装による効果に整合性があ るか(15点)	経営計画書(様式第3号ー2) ・空き店舗の課題等	30点	50点
	事業の継続性	・売上や経費の計算根拠、資金調達の根拠が明確か (10点) ・無理のない収支計画及び資金計画となっているか (10点)	財務計画書(様式第4号)	20点	
2 地域貢献・ 活性化	商店街エリア の現状分析	・商店街エリアの地域特性、ニーズ分析ができていないか(5点) ・商店街の賑わいづくりに必要なことが具体的かつ客観的に整 理できているか(5点)	商店街に係る取組概要書 (様式第7号) ・出店地域における顧客ニ ーズと市場環境 ・出店地域の賑わいづくりに 必要と考えること	10点	25点
	商店街エリアの 賑わい創出	・リノベーション後、商店街エリアの活性化が期待できるか (15点)	商店街に係る取組概要書 (様式第7号) ・出店地域の賑わいづくりに 繋がる取り組み 経営計画書(様式第3号ー2) ・空き店舗の課題等	15点	
政策的加算項目	賑わい創出の 寄与	【加算審査】 ・リノベーション前後の家賃の減額率が高く、事業者の入居しや すさに資すると見込まれる(5点) ・リノベーション前後の店舗面積減少率が高く、事業者が求める 店舗規模とのミスマッチ解消が見込まれる (5点)	経営計画書(様式第3号ー2) ・リノベーション前の店舗情 報 ・リノベーション後の店舗情 報(予定)	10点	25点
	商店街の推薦	【加算審査】 空き店舗を活用する商店街エリアからの推薦があるか (5点)	商店街に係る取組概要書 (様式第7号) ・商店街団体による推薦	5点	
その他の 加算項目	その他	【加算審査】 補助対象者が以下のいずれかに該当する場合、加算 ・リノベーション後の入居者募集方法が多様で、早期入居者決定 への期待感が持てる (5点) ・効果的な広報に資する資格を有している(5点)	経営計画書(様式第3号ー2) ・リノベーション後の店舗情 報(予定)	10点	
合計				100点	100点

※「路面店」とは、店舗と往来が可能な道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に基づく道路）に面した建物1階部分の店舗であり、かつ、店舗間口又は壁面が道路からおおむね7mの範囲内に位置する店舗をいう。

○補助事業候補者の選定

- 提出された書類について書面審査を行い、高い得点を得た申請者から順に、予算の範囲内で採択事業者を選定します。
- ただし、審査項目の「1 事業計画」「2 地域貢献・活性化」の合計点数について、審査員の平均点数が40点未満の事業計画を提出した事業者は、選定の対象外とします。

11. 提出先・お問合せ先

熊本市経済観光局 商業金融課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 096-328-2424

FAX: 096-324-7004

応募書類は

熊本市ホームページから

ダウンロードください。

